

## 1 感染症予防計画の位置付け

### ■ 法に基づく計画

- ・ 感染症予防計画は、感染症法及び国が定める基本指針に基づき、策定するもの

### ■ 都における感染症対策の基本計画

- ・ 感染症の発生の予防、まん延防止のための施策、医療提供体制の確保に関する事項等についての基本的考え方を示すもの

## 2 計画改定の視点

### 都の総合調整の明確化

- ✓ 広域的な入院調整など、区市町村、医療機関等に対する**都の総合調整**を明記
- ✓ 平時から関係者間での情報共有・連携を図る**感染症対策連携協議会**の設置

### 東京モデルの反映

- ✓ 新型コロナ対応において、都が区市町村、保健所、医療機関等の**関係機関と連携して取り組んだ対策の成果**を踏まえ、具体的な取組内容を記載

### 専門家ネットワークの活用

- ✓ **東京iCDC**からのエビデンスに基づく助言等を踏まえた**対策の検討**
- ✓ **医療体制戦略ボード**からの感染動向に関する意見等を踏まえた**医療提供体制の構築**

# 東京都感染症予防計画改定の視点及び概要について②

## 3 予防計画の改定・中間のまとめ

未知の感染症にも揺るがない都市・東京の実現

### 1 基本的な考え方

- 感染症対策全般について**統一かつ機動的**な対策を行うため、**都の総合調整**を発揮
- 関係機関等との**平時からの連携体制**として、**感染症対策連携協議会**等を活用

### 2 感染症の発生 予防及びまん延 防止

- 都民や関係機関への的確な情報提供に向け、**東京iCDC等の専門的知見やネットワーク**を活用
- 保健所における業務効率化の推進のため、**デジタル技術等**を活用

### 3 新興感染症 発生時の対応

- 的確な医療提供体制確保のため、臨床の現状を把握する**医療体制戦略ボード**を活用
- 入院調整、臨時の医療施設、外部委託等、**東京モデルを踏まえた広域的な取組を発生早期から実施**

### 4 その他の感染症 予防の推進

- **結核、性感染症**など、近年の流行状況や課題認識を踏まえ、感染症の特性にあわせた**対策を一層推進**

### 数値目標の設定

- 新型コロナへの対応実績を踏まえ、**医療提供体制等の数値目標**を設定
- 都と医療機関等との間で**協定を締結**

## 中間のまとめ（素案）に盛り込む内容＜概要＞

分類	事項	要旨
1 基本的な考え方	総合的な感染症対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画における新興感染症とは、感染症法で規定する<b>新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症</b>を指す</li> <li>・まずは、これまでの教訓を生かせる新型コロナへの対応を念頭に置くが、<b>想定を超える事態の場合は</b>、国の判断の下、当該感染症の特性に合わせて関係機関と連携し、<b>機動的に対応</b></li> <li>・感染症の発生及びまん延の防止等のため必要がある場合、<b>感染症対策連携協議会等を活用</b>して、関係機関に対し、統一かつ機動的に対策を講じられるよう、<b>感染症対策全般について広域的な視点から総合調整を実施</b></li> <li>・<b>統一の方針等は</b>専門家の助言等を踏まえて<b>知事が決定</b>し、連携協議会等を通じ<b>局長から関係機関等へ速やかに伝達</b></li> </ul>
	関係行政機関との連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外でのエボラ出血熱をはじめとする、都民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の発生・拡大や、都内における Dengue 熱、エムポックス等の国内感染症例の発生、新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス感染症や風しんなどの流行を踏まえ、食品、環境、動物衛生部門等と引き続き緊密に連携するとともに、<b>国、都、区市町村、医師会等の関係機関との連携を強化</b></li> </ul>
	人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関等に対しては偏見や誤解を生まない<b>適切な情報発信</b>を促し、都自らも適切な情報伝達、丁寧な説明を実施</li> </ul>
	病原体の適切な管理及び検査の精度確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康安全研究センターにおける検査体制の構築に加え、病原体の適正な管理や検査の精度管理の推進により、<b>病原体検査の信頼性を確保</b></li> <li>・協定を締結した医療機関等の<b>検査の精度管理</b>の向上を図る</li> </ul>
	感染症に関する知識の普及啓発と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内では発生がない、あるいはまれな感染症が発生した場合には、都は、<b>健康安全研究センターを中心に、東京 i C D C や東京都感染症医療体制戦略ボードとも協力</b>し、収集した正確な情報を感染症対策連絡会議等の場などで共有するとともに、<b>都民に対して分かりやすく提供</b></li> </ul>
2 発生予防及びまん延防止のための施策	感染症発生動向調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康安全研究センターは、都の感染症情報センターとして病原体情報の解析等を行い、必要に応じ国の専門機関や東京 i C D C 等と迅速に共有し、協力しながら<b>感染症の発生状況を総合的に集約、分析</b>し、インターネットなどを活用して<b>効果的に情報を発信</b></li> <li>・新興感染症の発生に備え、<b>感染症サーベイランスシステムによる迅速かつ的確な情報収集・分析</b>が行えるよう、都、保健所、医療機関における<b>緊密な情報連携体制の構築</b>を検討</li> <li>・東京オリンピック・パラリンピック競技大会のような<b>マスコギャザリングイベント開催時</b>においては、発生の早期探知に向けた各種<b>サーベイランスの強化等、必要な対応</b>を実施</li> </ul>

## 中間のまとめ（素案）に盛り込む内容＜概要＞

分類	事項	要旨
2 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策	検疫所等との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外からの感染症の侵入を防ぐため、都及び保健所設置区市は、<b>検疫所及び管内に所在する港湾・空港関係機関との連絡体制</b>を平時から確認</li> <li>・港湾・空港への到着前において客船・旅客機内での感染症患者の発生にかかる情報が把握された場合には、検疫所、港湾・空港関係者、施設所在地の保健所及び都において速やかに情報を共有し、当該患者への医療の提供及び感染拡大防止のために<b>必要な措置を連携して講じる</b></li> </ul>
	検査体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康安全研究センターは、検査機器の整備や試薬の確保、検査部門の人員確保、国立健康危機管理機構や地方衛生研究所のネットワークを活用した専門的人材の育成のほか、集団感染発生時等に対応可能な検査法の構築や実践型訓練の実施など、<b>平時から病原体検査体制を強化</b></li> <li>・新興感染症等の<b>早期探知・対策が必要となる疾患の発生時</b>に、迅速かつ効率的に健康安全研究センターへ<b>検体を搬入する仕組みを整備</b></li> <li>・民間検査機関等と<b>検査措置協定を締結</b>することにより、有事における検査実施能力を確保</li> <li>・都は平時から協定を締結した民間検査機関等と<b>検査に係る情報共有</b>を行うとともに、<b>技術指導や精度管理の向上のための取組</b>など必要な支援を実施</li> </ul>
	積極的疫学調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の新興感染症等の発生に備え、都は、平時から、都内各保健所及び一般市町村の職員を対象として、<b>健康安全研究センターで実施する実地疫学調査研修の内容を充実</b>させ、積極的疫学調査その他の感染症対策業務に関する知識の習得や対応能力の向上を図る</li> <li>・発生した感染症の重篤性、感染力、感染経路等に応じた適切な感染拡大防止策を周知するとともに、必要に応じ<b>専門的な支援チームの派遣</b>等を行える体制を確保</li> </ul>
	感染症に対応できる人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>都の感染症対策を支える医師を確保</b>するため、感染症に係る医療現場とインテリジェンス機能を支える医師の育成に先駆的に取り組む</li> <li>・<b>指導的役割を担う感染対策リーダーを養成</b>するとともに、研修修了後も院内感染等に関する継続的な支援を実施</li> </ul>
	正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都民が誤った情報に惑わされることなく、その時々状況に応じて都が発信する情報に基づき、感染予防に向けた適切な行動をとるために、収集・分析した情報に専門家の視点も加え、<b>わかりやすいメッセージを発信</b></li> </ul>

## 中間のまとめ（素案）に盛り込む内容＜概要＞

分類	事項	要旨
2 まん延防止のため の施策	発生予防及び 感染症の 保健所体制の 強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機にも対応できる<b>保健師の育成や研修体制の整備</b>、都内の統括保健師等との連携体制を構築し、地域の健康危機管理体制の強化に取り組む新興感染症の発生時等には、保健所ごとの対応体制や取組内容の統一性等が維持されるよう、人材の効果的な活用や保健所と本庁をつなげる役割などの<b>全体統括を行う体制を確保</b></li> <li>・<b>デジタル技術の活用</b>など<b>業務の効率化</b>に取り組み、各保健所における<b>デジタル化の好事例を相互に共有</b></li> <li>・外出自粛対象者の健康観察や生活支援等について、<b>市町村や関係機関との役割分担</b>に基づき的確に対応できるよう、平時からの関係者連絡会の定期的な開催等、<b>圏域ネットワークを強化</b></li> </ul>
3 新興感染症発生時の対応	積極的疫学調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新興感染症発生時に疾患の特徴や感染状況等に応じた調査方針を適時に示すことができるよう、平時から、<b>方針変更時の意見調整や周知の方法等</b>について保健所等関係機関と連携協議会等を通じて調整</li> <li>・保健所の協力の下、東京iCDCとも連携して、感染症の特性や積極的疫学調査の情報の分析を行い、結果を保健所等関係機関に提供するなど、<b>専門家の知見を活用して保健所の調査を支援</b></li> </ul>
	民間検査機関・医療機関による検査体制構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結民間検査機関は、健康安全研究センター等の地方衛生研究所と連携し変異株分析の受託や医療機関等からの検査分析依頼に対応</li> <li>・健康安全研究センターからプライマー、試薬等の情報提供を踏まえ、協定締結民間検査機関は、流行初期から早期に体制を立ち上げるとともに、流行初期以降の医療機関からの<b>多くの検査需要に対応可能な検査実施能力を順次確保</b></li> </ul>
	入院医療（病床の確保）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新興感染症の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、感染症対策物資の確保状況、医療機関の機能・設備などを踏まえ、<b>流行初期医療確保措置の協定を締結する医療機関</b>の全部又は一部に対し、その確保病床の全部又は一部について、<b>順次即応化を要請</b></li> <li>・新興感染症の発生時においては、新型コロナ対応の経験等を踏まえ、状況に応じ<b>速やかに入院調整本部を設置</b></li> </ul>
	臨時の医療施設（高齢者等医療支援型施設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生した感染症の性状や医療提供体制の状況等に応じて、<b>確保病床等を補完する臨時の医療施設を機動的に設置</b></li> <li>・感染症の性状に応じた治療、介護度の高い高齢患者等の受入やADLの維持のためのリハビリテーションの実施、24時間救急受入体制の確保、症状が軽快した下り転院患者の受入など新型コロナ対応での経験を生かして<b>状況等に応じ必要なサービスを提供し、都民が安心して療養できる環境を整備</b></li> </ul>

## 中間のまとめ（素案）に盛り込む内容＜概要＞

分類	事項	要旨
3 新興感染症発生時の対応	外来医療 (発熱外来)	・医師会等の関係団体と協力し、 <b>地域における感染症医療と通常医療の役割を確認</b> し、通常医療を担う診療所においてかかりつけ患者からの相談に応じることや、 <b>地域・外来検査センター(PCRセンター)</b> での当番診療など、地域の実情に応じた連携を促し、 <b>地域における診療体制の確保に努める</b>
	医療人材の 派遣体制の確保	・新興感染症の発生に備え、平時から <b>人材派遣を行う医療機関と協定を締結</b> し、感染拡大期等の医療人材が不足する際には、速やかに必要な人材を派遣
	患者移送のための 体制の確保	・感染拡大期においては、保健所の判断を待つことなく搬送を実施できるよう、関係者間で予め協議して基準を定めるなど、 <b>円滑に患者を搬送できる体制を構築</b> ・ <b>島しょ地域</b> で感染症の患者が発生した場合、速やかに本土で専門医療が受けられるよう、消防庁、海上自衛隊、海上保安庁の連携・協力の下、患者の症状や感染症の感染力を考慮した上で、 <b>安全に移送・搬送できる体制を構築</b>
	宿泊施設の 健康観察及び 療養環境の整備	・感染症の性状等を踏まえ、 <b>DXの活用</b> を図るなど、効率的・効果的な運営体制を整え、 <b>定期的な健康観察を実施</b> ・重症化リスクの高い基礎疾患がある患者等の <b>急変時に即応できる体制を構築</b>
	自宅療養者等の 療養環境の 整備・生活支援	・自宅療養者や高齢者施設、障害者施設の療養者の健康観察については、 <b>医療機関、医師会又は民間事業者への委託等</b> により、 <b>適切に健康観察</b> を行い、療養中の <b>体調悪化の際には直ぐに相談できる体制を構築</b> ・一般市町村が自宅療養者の支援を迅速かつ円滑に実施できるよう、都は、個人情報保護に配慮しながら、 <b>一般市町村と協議の上、必要な範囲で患者情報を提供</b>
	自宅療養者等 への医療支援	・協定締結医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)は、 <b>地域医師会等の関係者と連携・協力した体制整備</b> を行い、必要に応じ、 <b>薬局や訪問看護事業所と連携</b> し、また、各機関間や事業所間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、処方薬の配送や服薬指導、訪問看護等を提供 ・自宅療養者等が安心して療養できるよう、デジタル機器に不慣れな高齢者等に十分に配慮しながら、医療支援において <b>デジタル技術を活用</b>
	臨時の予防接種	・臨時予防接種が実施される場合には、ワクチンの特質や供給状況、対象者等を踏まえつつ、 <b>区市町村や医療関係団体等と連携し、接種体制の構築を推進</b>

## 中間のまとめ（素案）に盛り込む内容＜概要＞

分類	事項	要旨
3 新興感染症発生時の対応	外部委託や一元化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の負担を軽減するため、自宅療養者等からの様々な相談ニーズへの対応や療養環境の整備に関する業務について、<b>一元化や外部委託化を実施</b></li> <li>・特に、都民の不安を受け止める<b>一般相談・受診相談については、発生直後から対応</b>できるよう体制を確保</li> <li>・健康観察、生活支援等の業務についても感染拡大時に対応できるよう<b>発生公表後速やかに準備</b></li> </ul>
	高齢者施設・障害者施設等に対する感染症対策支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設における感染症対策を支援するため、専用相談窓口の設置及び実地で指導助言を行う要員の派遣を実施</li> <li>・感染症対策と施設運営の<b>所管部局間の連携を強化</b></li> </ul>
	保健所の業務執行体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>応援受入体制を速やかに整備</b>し、適宜、庁内応援職員や会計年度任用職員、人材派遣職員など、<b>外部人材を含めた人員体制を構築</b></li> <li>・可能な限り負担の軽減を図れるよう、適切な業務管理や心理的な負担の軽減のためのメンタルヘルス対策を実施</li> </ul>
4 その他の感染症の推進	結核対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的かつ多様な医療が必要とされる患者に対する<b>良質かつ適切な結核医療の提供</b>のため、ユニット化やモデル病床を組み合わせた病床、特別な医療に対応できる医療機関及び地域における入院・外来医療機関の連携体制の確保、医療人材の育成等の<b>結核対策をより一層推進</b></li> </ul>
	H I V／エイズ、性感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、急増している梅毒をはじめとする<b>性感染症対策</b>について、<b>H I V／エイズとの同時検査</b>を行うなど、H I V／エイズ対策と一体となった対策を推進</li> </ul>
	外国人への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所が利用できる<b>多言語通訳の仕組みを構築</b>し、保健所の疫学調査や保健指導の円滑な実施により、患者の不安軽減を図りながら、受診、原因究明、感染拡大防止を実施</li> </ul>
	薬剤耐性 (AMR) 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都及び保健所設置区市は、必要に応じて<b>医療機関への積極的疫学調査、感染拡大防止のための助言等を実施</b></li> <li>・健康安全研究センターにおいて、<b>都民に対し抗菌薬の適正使用に関する周知</b>を実施するとともに、院内感染発生時に、<b>医療機関への指導・助言を実施する人材の育成のための研修</b>を実施</li> </ul>